

令和7年度5月分

市民生活・環境関係

件名	防災無線から流れる、12時と17時のチャイムについて
内容	今年になってから、防災無線で流す12時と17時のチャイムが、音は大きすぎるし、音色も音程が狂っていて気持ちが悪くて仕方がない、元に戻すか、それともっと改善したセンスの良いものにしてください。
回答	<p>市では災害発生時における迅速かつ正確な情報伝達を行うため、無線及び屋外拡声子局の放送テストを兼ねて時報として、12時と17時にウェストミンスターの鐘の定時放送を行っています。</p> <p>防災行政無線につきましては、老朽化及び難聴地域の改善を図るため、市内全域における音達調査を行った上で、アナログ方式からデジタル方式へ移行する更新工事を実施しております。音程につきましては、機器更新に伴い、著作権を取得した音源を採用しており、狂いはないものと理解しています。</p> <p>従来の放送から音色や音声がデジタル化していますが、現時点では変更の予定はございません。</p> <p>なお、防災行政無線の聴こえ方等に関するお問い合わせにつきましては、危機管理課（直通電話：047-401-4650、メール：kikikanri@city.shiroi.chiba.jp）まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>（関係課：危機管理課）</p>

件名	ゴミ集積所について
内容	<p>市内のごみ集積所で「南山23」と「南山24」では、『自転車・歩行者専用道路』の標識がある道路が堂々とゴミ集積所とされており専用道路を塞ぐ状態でゴミが置いてあります。これは白井市が許可したものでしょうか。</p> <p>より良い白井市に向け早急に実態を把握頂き、改めて適切な場所に集積所を設定頂けますよう宜しくお願いします。</p>
回答	<p>現在は道路上に集積所の新設はしておりませんが、お問い合わせのありました「南山23」、「南山24」集積所につきましては設置が古く、当時の設置に関する基準等に則り、周辺住民の皆様の合意を経たことから道路上に設置したものと考えられます。</p> <p>集積所を移設する場合は、集積所までの距離やにおいなどの問題等もあるため市が独断でする実施ものではなく、集積所を利用している皆様で移設先を調整のうえ、移設の申請をいただいております。</p> <p>なお、移設にあたっての手続きにつきましては、市ホームページでも御案内しておりますが、御不明な点につきましては、環境課きれいなまちづくり係（直通電話：047-401-5429、メール：kiremachi@city.shiroi.chiba.jp）まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>（関係課：環境課）</p>

件 名	バイクの騒音がうるさい
内 容	<p>毎晩バイクの騒音がうるさく、睡眠不足に悩まされています。 警察にも相談していますが、改善されません。</p> <p>近所の人達も、子供が起きてしまったり、勉強に集中出来なかったりと困っています。賃貸に住む人は、治安が悪いので引っ越しを検討しています。</p> <p>みんなが幸せに暮らせる街になる様に白井市として対応をお願いします。</p>
回 答	<p>騒音については、住環境の悪化につながるものであると認識しております。</p> <p>しかしながら、バイクの運転に伴う意図した騒音については、警察による取締りの対象となっているところです。</p> <p>既に警察への通報等、御相談いただいた上で解決につながらないことから、今回市に対して御意見を頂いているところではございますが、バイクの運転に伴う騒音の発生があった場合については、警察への迅速な通報に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回御意見のありましたことについては、市としても印西警察署に申入れいたします。</p> <p>(関係課：市民活動支援課)</p>

件 名	各種募金について
内 容	<p>お世話になります。</p> <p>自治会費の徴収の際に、各種募金（〇〇の羽根募金）の金額が勝手に定められ、有無を言わず、自治会費の額に含められて回収されています。</p> <p>20年近く居住していますが、今日も変わらず続いています。</p> <p>市の方から指導等をしていただけないでしょうか。</p>
回 答	<p>市ではこれまでも自治会による各種募金への協力の方法については、自治会等ハンドブックに掲載し、各自治会にお知らせをしているところです。</p> <p>今回、御指摘頂いた点についても、各種募金についてはそれぞれの趣旨に賛同する個人が自由に行うもので、自治会等会員が自由に金額を決めて募金し、自治会等にはその取りまとめをお願いしているものであること、自治会等会費からまとめて募金を行う場合には総会等で決定するなど注意が必要であること、過去の判例を紹介するなど周知に努めております。</p> <p>(関係課：市民活動支援課)</p>

件 名	クリーンセンターの火災事故について
内 容	<p>1. 再発防止に対する指示は適切だったとお考えでしょうか。 指示が適切ではなかったので大規模な火災につながったのか、あるいは指示は適切であったが指示に従って適切な処置が行われなかったから発生したのか、どちらだとお考えでしょうか。</p> <p>2. 早急に事故報告書を作成するよう環境整備事業組合に指示して頂きたい。 なお、報告書には火災現場の破砕機やベルトコンベヤー、廃棄物の配置などが分かるような平面図も必ず添付して頂きたい。</p> <p>3. リチウムイオン電池による火災が発生した場合の減災対策もお願いします。 発生しても被害が最小限になるような対策も実施して頂くようお願いします。</p>
回 答	<p>1. 令和5年8月の車両火災を受け、火災原因の把握と再発防止策の検討の指示に対し、印西地区環境整備事業組合では、燃やさないごみの手作業での分別の強化等を実施しており、その対応については適切であると考えています。 昨年末に発生したクリーンセンターでの火災事故については、まだ発火原因が特定されておりません。御指摘のとおり、リチウムイオン電池による火災が全国的に発生しており、本火災についても、その可能性が高いものと推測しておりますが、人力による完全な除去は困難であることから、不適物が選別を潜り抜け火災が発生したものと考えております。</p> <p>2. 昨年末に発生したクリーンセンターでの火災事故についても、再発防止策の検討を指示しております。 また、現時点で発火原因が特定されておりませんが、消防から報告があり次第、報告書を作成するよう指示しております。 なお、発火原因に関わらず全国的にリチウムイオン電池による火災が発生していることから、リチウムイオン電池による火災の対策は検討を進めていると聞いております。 平面図等について確認したい場合は、印西地区環境整備事業組合にお問合せください。</p> <p>3. 令和10年度稼働予定の次期中間処理施設については、リチウムイオン電池等によるセンター内の火災の再発防止ができる設備の設置を指示しております。 (関係課：環境課)</p>